

新型コロナウイルス感染症への対応を加味した
障害児者等に配慮した避難所運営に関する状況調査

報告書

障害者にとっての防災課題検討会
〒558-0011 大阪市住吉区苅田5丁目1-22
Tel 06-6697-9005 Fax 06-6697-9059
障害者（児）を守る全大阪連絡協議会
きょうされん大阪支部

発行日 2021年3月25日

2020年1月28日、ヒトからヒトに感染した新型コロナウイルス肺炎が国内で初確認されてから1年が経ちました。その後感染拡大はとどまるところを知らず、各自治体が公表している感染者数（陽性者数）は44万人を超え、死亡者も8300人に迫っています。（2021年3月8日現在）

この間政府は、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（府政防第779号・令和2年4月1日）、「避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応について」（事務連絡・令和2年4月7日）、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」（通知・令和2年6月8日）、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料（第2版）」（通知・令和2年6月10日）、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第2版）」（通知・令和2年7月6日）、「冬期における避難所の新型コロナウイルス感染症等への対応について」（通知・令和2年12月17日）などの文書を発出し、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染防止策の重要性を強調してきました。しかし、それらの提案は災害対策基本法に定める「避難行動要支援者」の避難を想定したものとなり得てはならず、市町村における対応に様々な格差が生じているのが実情です。

そこで障害者（児）を守る全大阪連絡協議会・きょうされん大阪支部でつくる「障害者にとっての防災課題検討会」では、この分野での大阪府下市町村の対応状況と解決すべき課題を明らかにするために、「新型コロナウイルス感染症への対応を加味した障害児者等に配慮した避難所運営に関する状況調査」を実施しました。検討会は2012年以降6回にわたって、障害者と防災に関する自治体の対応状況について調査を行ってきました。これまでの調査は、①要支援者支援マニュアル、②避難訓練、③要支援者名簿、③避難所、等についての経年変化をとらえるために、基本的に同じ内容の調査事項について府下市町村に回答をいただけてきました。

今回の調査は、新型コロナ禍の広がりという新たな状況を踏まえ、感染症対応と避難所運営の関係に特化したものとして、また回答をしていただく自治体に過大な負担をかけないように設問項目を絞り込んだものとして作成し、府下43自治体に回答をお願いして全自治体から回答を得ることができました。ご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げますとともに、障害者と防災の課題の解決・施策の前進のために引き続きご尽力いただきますようお願い申し上げます。

1. 調査の概要

○調査項目	本報告書10～12ページの通り
○回答	府下43市町村
○調査時点	2020年10月1日現在
○調査方法	自治体担当課が回答を作成して郵送等により返送

2. 単純集計

① 避難所運営マニュアルの改定

2020年6月3日、大阪府が新型コロナウイルス感染症に対応するために「避難所運営マニュアル作成指針」を改定したことから、各自治体が作成している「避難所運営マニュアル」を指針の内容を踏まえたものに改定したかどうかを尋ねました。

「改定した」と「作業中」をあわせて27市町(62.8%)となりましたが、「しない」と回答した貝塚市は、「運営マニュアルを変更するのではなく、他マニュアルを整備しました」と回答しており、また「その他」と回答した豊能町、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、吹田市、忠岡町、富田林市の8市町についても、豊能町は「現運営マニュアルに追記するため、10・11月に訓練を予定している」、池田市は「府に先立ちコロナ禍における避難所運営マニュアルを作成した」、箕面市は「避難所運営マニュアルの補足として新型コロナウイルス感染症対応版のマニュアルを作成した」、茨木市は「感染症対応を踏まえた避難所運営の取り決め等を作成している」、高槻市は「方面隊初動マニュアル(新型コロナウイルス感染症対応編)として作成」、吹田市は「10月に『新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン』を作成」、忠岡町は「避難所運営マニュアルの改定は行っていないが、個別に新型コロナウイルス感染症対応版の実務マニュアルを作成した」、富田林市は「避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策編簡易版)を作成。現在修正作業中」と答えていることから、検討中の7市町村(能勢町、島本町、熊取町、阪南市、岬町、太子町、千早赤阪村)を除いて新型コロナ対応を加味した何らかのマニュアルが整備されていることになります。

今後各自治体において、マニュアルに記載した内容が実際に即したものとなっているのかについて検証を加えながらその内容を整備していくことが課題となっています。また避難所には障害者などの避難行動要支援者も収容しなければならないことから、そうした方々への感染予防対応も踏まえたマニュアルとしてその内容を整備していくことが求められています。

② 避難所での「密」を避けるための対応

新型コロナウイルス感染防止のために「3密」(密閉、密集、密接)の回避がくり返し強調されています。2020年4月7日に発出された事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応について」では、「可能な限り多くの避難所の開設」「親戚や友人の家等への避難の検討」が指示されていますが、この件に関する各自治体の対応方針を複数回答で尋ねました。

「避難所の追加指定」と回答した自治体は、摂津市、交野市、高石市、松原市の4市(9.3%)にとどまり、新たな避難所の指定には様々な困難があることがわかりました。そのため、「コロナ禍においては、風水害でも地震のみ開設する予定の避難所を開設することで、開設避難所を増やす。『コロナ禍における住民避難ガイド』を作成し、HPに掲載している」(堺市)、「弾力運用避難所の活用を検討中」(豊能町)、「避難者が多かった場合、指定避難所以外の公共施設を避難場所とすることを各施設の施設管理者で調整済み」(茨木市)、「臨時避難所となる民間施設の追加」(八尾市)、「民間企業と臨時避難所協定の締結を進めている。現在3企業と締結済み」(泉大津市)などの方法で、避難先を確保するなどの努力が行われていました。また、「各避難所において、過密状態を避けるための対策を行った。(間仕切りの設置、避難スペースの分散など)」(忠岡町)、「パーテーション、簡易ベッドなどを備蓄」(貝塚市)、「発熱者等、体調のすぐれない方が避難できる教室等を確保しています」(富田林市)など、現行の避難所における具体的な感染防止策を示す自治体もありました。

一方で、ほとんどの自治体で「在宅避難」(97.7%)「分散避難」(86%)が推奨されていることがわかりました。公的に開設された避難所への避難とくらべて、在宅避難・分散避難には行政の目が届かないリスクが伴います。行政として在宅避難・分散避難を推奨する以上、そうした呼びかけに応えた人々を行政としてどのように捕

表1 避難所マニュアル策定

項目	数	%
改定した	22	51.2
作業中	5	11.6
検討中	7	16.3
しない	1	2.3
その他	8	18.6
合計	43	100.0

表2 避難所の過密回避方策
(MA)

項目	数	%
避難所追加指定	4	9.3
自主避難所追加	3	7.0
分散避難推奨	37	86.0
在宅避難推奨	42	97.7
福祉避難スペース	18	41.9
検討予定なし	0	0.0
その他	9	20.9

捉し支援していくのかの仕組み作りが急務となっています。

③ 避難所の定員見直し

政府は「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考例(第2版)」(通知・令和2年6月10日)の中で「新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)」を示して、「健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト(例)」として、1家族のスペースを3×3メートル・家族間のスペースを1～2メートル以上とることを推奨しています。

こうした要請に対応するために避難所定員の見直しを行ったかどうかについて尋ねました。

「見直した」「見直し作業中」はあわせて26市町(60.5%)となりました。「見直さない」と回答した忠岡町は「感染拡大の状況に応じて流動的に対応を行う方針」と定員の見直しとは異なる対応を講じることとしています。「その他」と回答した泉南市は具体的な対応策についての記載はありませんでした。

表3 避難所定員の見直し

項目	数	%
見直した	20	46.5
見直し作業中	6	14.0
見直すか検討中	15	34.9
見直さない	1	2.3
その他	1	2.3
合計	43	100.0

④ 民間保有施設の活用

「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」(通知・令和2年3月28日)、「新型コロナウイルス感染症対策にかかる災害時の避難所としての各省庁及び独立行政法人、民間団体等が保有する研修所、宿泊施設等の活用について」(通知・令和2年5月21日)などを通して、政府は民間宿泊施設等の避難所としての活用を呼びかけています。こうした呼びかけに各自治体はどのように応えているのかについて尋ねました。

新型コロナウイルス感染への対応以前から協定を締結している自治体は、堺市、池田市、箕面市、摂津市、熊取町、泉佐野市の6市町で、その内容は「17か所。既に締結している協定では災害時堺市へ支援にきた自治体職員を対象としていたが、一般市民を収容するよう拡大を行った」(堺市)、「ホテル1か所」(池田市・箕面市)、「その他23か所・感染拡大後+5か所」(摂津市)、「その他14か所」(熊取町)、「ホテル17か所、旅館2か所」(泉佐野市)となっています。

新型コロナウイルス感染の広がりを受けて新たに協定を締結した自治体は、高槻市、吹田市、門真市、大東市、泉大津市、貝塚市、藤井寺市の7市で、その内容は「ホテル3か所」(吹田市)、「宿泊施設1か所、ホテル3か所」(大東市)、「ホテル2か所、その他3か所」(泉大津市)、「旅館1か所」(貝塚市)、「旅館2か所」(藤井寺市)となっています。

「検討を開始している」と回答した自治体は、大阪市、能勢町、豊中市、茨木市、寝屋川市、岸和田市、田尻町、泉南市、大阪狭山市の9市町でした。

一方「検討しない」と回答した自治体は、交野市、柏原市、和泉市、羽曳野市、河南町の5市町で、このうち交野市・柏原市・羽曳野市・河南町は自治体内に適切な施設がないことを理由にあげています。また和泉市は、「避難所を拡大した際の避難所担当職員の確保が困難なため」と、職員体制上の問題から拡大できないと回答しました。

新型コロナウイルス禍の教訓として、医療機関とりわけ公立病院の病床削減や保健所職員の人員削減がもたらした負の影響があげられていますが、同様にこれまでに進められてきた自治体職員の削減・行政サービスのアウトソーシングなどがもたらす影響にも着目しておく必要があります。

表4 民間保有施設の活用

項目	数	%
コロナ前から	6	14.0
コロナ後から	7	16.3
検討を開始	9	20.9
検討する方向	5	11.6
検討しない	5	11.6
未定	6	14.0
その他	5	11.6
合計	43	100.0

⑤ 優先的に避難する者

政府は、『新型コロナウイルス感染症対応としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について』（令和2年4月28日付け事務連絡）を踏まえた対応について」（通知・令和2年5月27日）を発出して、避難所としてホテル・旅館等の活用が必要となる可能性がある場合は、高齢者・基礎疾患を有する者、障がい者、妊産婦、訪日外国人旅行者及びその家族などの「優先的に避難する者」とその避難先の事前検討、優先順位の事前取り決めとリスト作成、並びにその内容について都道府県と共有することを呼びかけています。この呼びかけへの自治体の対応について尋ねました。

表5 優先避難者事前選定

項目	数	%
すでに選定	3	7.0
選定作業を開始	2	4.7
今後検討する	13	30.2
検討しない	0	0.0
未定	24	55.8
その他	1	2.3
合計	43	100.0

「優先的に避難する者」の事前選定については、「すでに選定した」と回答した自治体は、高槻市、吹田市、門真市の3市で、その内容として「要配慮者のうち特に配慮が必要な方」（高槻市）、「指定避難所や自主避難所へ避難された妊婦や基礎疾患を有する方等を受け入れる。また長期化した場合避難所で生活が難しい方、新型コロナウイルス感染症により重症化が懸念される高齢者や障害者、妊婦、基礎疾患を有する方を受け入れる」（吹田市）、「高齢者、障がい者、及びその介護者、乳幼児とその保護者、妊産婦とその介助者、集団生活では健康を損なう恐れがある者を避難させる」（門真市）との回答がありました。「選定作業を開始している」と回答した自治体は、豊中市、寝屋川市の2市、「今後検討する予定」と回答した自治体は、大阪市、能勢町、豊能町、枚方市、東大阪市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、河南町、大阪狭山市の13市町でした。

また、「その他」と回答した泉大津市は、「優先的に避難する者」の事前選定はしていないが、宿泊施設と高齢者や妊婦等の特段の配慮が必要な方への客室提供を含めた災害協定の締結に努めている」と回答しています。

その一方で「未定」と回答した自治体は24市町村（55.8%）にのぼることから、避難行動要支援者名簿の整備にとどまらない具体的な対応の在り方について、自治体がイメージを持てるよう支援を図っていくことが課題となっています。

「優先的に避難する者」の避難先の確保については、「すでに確保した」と回答した自治体は、高槻市、吹田市、門真市、大東市、泉佐野市の5市でした。大東市は事前選定をしていないが避難先は確保していることになります。「確保作業を開始している」と回答した自治体は、大阪市、豊中市、寝屋川市、泉大津市、田尻町、藤井寺市の6市町でした。

「検討しない」と回答した自治体は島本町と交野市で、いずれも自治体内に適切な施設がないことが理由となっていました。

「その他」と回答した自治体は、豊能町、守口市、富田林市、河内長野市で、豊能町は「町内及びその周辺に避難先がない」と回答しており、「検討しない」と回答した自治体同様の状況を指摘していたほか、守口市、富田林市、河内長野市はそれぞれ、「府が協定を結んでいる宿泊施設について必要に応じて活用する予定」（守口市）、「大阪府において、府内市町村で活用できるホテル、旅館等と協定締結を進めてくれている」（富田林市）、「必要となった場合には大阪府と連携していく予定」（河内長野市）と大阪府との連携した対応を行うと回答しました。

「優先的に避難する者」における優先順位の取り決めについては、「すでに作成した」と回答した自治体は、高槻市、門真市の2市、「策定作業を開始している」と回答した自治体は、寝屋川市の1市でした。

「今後検討する方向」と回答した自治体は大阪市、能勢町、豊中市、吹田市、枚方市、

表6 優先避難者避難先確保

項目	数	%
すでに確保	5	11.6
確保作業を開始	6	14.0
今後検討する	7	16.3
検討しない	2	4.7
未定	19	44.1
その他	4	9.3
合計	43	100.0

東大阪市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、岬町、大阪狭山市の12市町でした。

「検討しない」と回答した自治体は交野市でその理由は上記と同じく、自治体内に適切な施設がないことをあげています。

「その他」と回答したのは泉大津市で、「優先順位の取り決めは行っていないが、災害や避難者の状況により、協定締結をしている宿泊施設へ適宜避難対応を行う」と、独自の対応を行うこととしています。

「優先的に避難する者」について、ホテル・旅館等への避難者リストの作成については、「すでに作成した」自治体が門真市の1市、「策定作業を開始している」自治体はなく、「今後検討する方向」と回答した自治体が、能勢町、豊中市、枚方市、東大阪市、田尻町、泉南市、岬町、大阪狭山市の8市町となりました。

「検討しない」と回答したのは交野市と大東市で、交野市は上記と同様に自治体内に適切な施設がないこと、大東市は「災害によって避難者の想定が変わるため」とその理由を述べています。

「その他」は、吹田市と泉大津市で、吹田市は「関係部局との調整が必要と認識しています」と回答しています。

⑥ 避難先の把握

政府は新型コロナウイルス感染を防ぐために、多様な宿泊施設や親せき・友人宅への避難を勧奨していますが、避難先が広がれば広がるほど行政が一人ひとりの状況を把握することが困難となります。そこで障害児者の避難先をどのように把握するのかについて複数回答で尋ねました。

「民生委員や自治会役員などを通して情報を得る」と回答した自治体が31市町村(72.1%)、「支援学校や福祉事業所を通して情報を得る」と回答した自治体が21市町村(48.8%)、「障害者団体や民間ボランティア団体等を通して情報を得る」と回答した自治体が19市町(44.2%)となりました。

「行政が窓口となり避難先について追跡調査する」と回答したのは、堺市、豊中市、島本町、守口市、大東市、八尾市、柏原市、岸和田市、貝塚市、田尻町、泉南市、太子町の12市町で、行政として主体的に実情を把握することへの決意が示されました。

一方、「考えていない」と回答したのは藤井寺市で、「今後避難先の把握が必要になった場合検討する予定」と、今後の課題としています。

「その他」と回答したのは、堺市、豊能町、茨木市、吹田市、摂津市、交野市、四條畷市、和泉市、忠岡町、松原市の10市町で、「現時点での想定としては作成している災害時避難行動要支援者名簿による安否確認作業を行う中で、まず対象者が実際に障害福祉サービスや相談を利用されている事業所を通じて避難情報を含む安否確認を行い、その後民生委員や自治会役員、障害者団体や民間ボランティア団体等からも情報提供を依頼することを想定しています」(茨木市)、「要支援者については、避難準備時に連絡をとり把握。場合により、福祉避難所、ボランティア団体に連絡し情報を得る」(四條畷市)など、具体的な手順を取り決めている自治体がある一方、「明確な方法を定めていないため、障害者だけでなく、在宅避難対象となる人の把握方法を今後検討する」(交野市)、「未定」(松原市)など今後の検討課題に掲げている自治体もありました。

一方、「把握しない」と回答した自治体もありました。その理由について「大規模災害発生時に一人ひとりの避難先を把握するのは困難なため」と述べています。災害対策基本法86条7では、「避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮」として「災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができ

表7 優先避難者の優先順位

項目	数	%
すでに策定	2	4.7
策定作業を開始	1	2.3
今後検討する	12	27.9
検討しない	1	2.3
未定	26	60.5
その他	1	2.3
合計	43	100.0

表8 避難先の把握

(MA)

項目	数	%
避難者が報告	15	34.9
学校や事業所	21	48.8
自治会役員等	31	72.1
障害者団体等	19	44.2
行政の追跡調査	12	27.9
把握しない	1	2.3
考えていない	1	2.3
その他	10	23.3

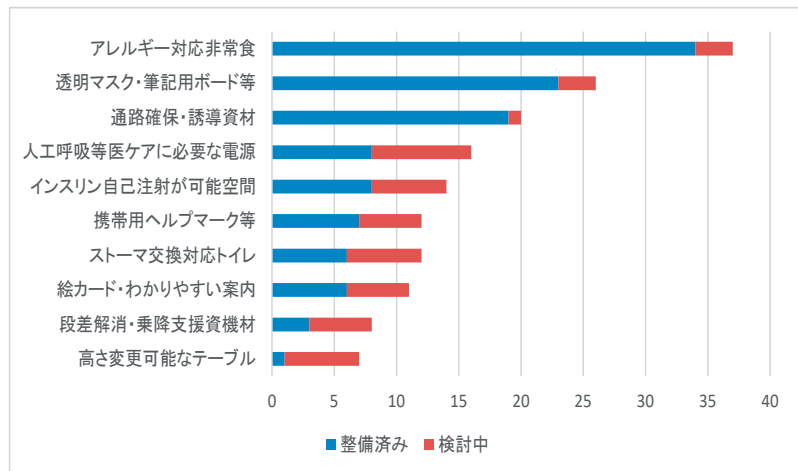
ない被災者に対しても、必要な生活物資の配布、保健医療サービスの提供、情報提供
その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」としていること、あわせて在宅避難・分散避難を行政が推奨していることを踏まえて、どうすればしっかり把握することができるのかを検討する姿勢へと方向転換することが求められます。

⑦ 障害児者に対応するための備品・資材の整備

感染症対応とあわせて障害児者に対応するための備品・資材の整備状況について尋ねたところ、【表9】に示す内容の回答が得られました。アレルギーに対応した非常食の整備が進んでいるのは、「アルファ米」使用の非常食の整備が進んでいることが理由と考えられます。

表9 備品・資材・空間の整備 (MA)

項目	済	検討
アレルギー対応非常食	8	8
透明マスク・筆記用ボード等	19	1
通路確保・誘導資材	3	5
人工呼吸器等医ケアに必要な電源	6	6
インスリン自己注射が可能な空間	8	6
携帯用ヘルプマーク等	23	3
ストーマ交換対応トイレ	6	5
絵カード・わかりやすい案内	34	3
段差解消・乗降支援資材	1	6
高さ調整可能なテーブル	7	5



3. クロス集計

今回の調査では、あらためて分散避難や在宅避難が推奨されていることが大きな特徴となっています。一方で、分散避難・在宅避難などで避難先が拡散することは行政による避難先の把握が困難となり、必要な支援が届かないまま放置されることにもつながりかねません。避難所の過密解消の方針ごとに避難先の把握方法を見たクロス集計は【表10】の通りです。

分散避難・在宅避難等の状況については、行政調査も含め学校・事業所、民生委員・自治会、障害者団体・ボランティア団体などあらゆる社会資源を活用して把握していることがわかります。

分散避難・在宅避難を行う障害児者・家族がどこに避難するのかについて、行政にしっかりと伝達する方法を確立していくことが求められます。

表10 避難所の過密回避方策ごとに見た避難先の把握方法

	避難者が報告	学校や事業所	自治会等	障害者団体	行政調査	把握しない	考えていない	その他
避難所追加指定	2	1	2	2	0	0	0	3
自主避難所追加	2	3	3	1	1	0	0	0
分散避難推奨	14	19	26	17	11	1	1	8
在宅避難推奨	15	20	30	19	12	1	1	10
福祉避難スペース	8	11	14	9	7	0	1	4
検討予定なし	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	3	4	6	4	4	0	0	4

4. 調査で明らかとなった課題

今回調査を通して、ホテルや旅館などの社会資源の偏在などのために、府下一律に国の提起に応えることは困難なことが改めて浮き彫りになりました。各自治体の実情に照らして避難所の環境整備を整えること、そのために行政が主体的に役割を果たすとともに、様々な民間資源との連携を強化することが課題となっています。

その際以下の点に留意いただくとともに、あわせて市町村として取り組んでいただきたい内容について提言をさせていただきます。

① 分散避難・在宅避難者への安否確認と支援の提供

分散避難・在宅避難に関する問題についてはこれまでに指摘した通り、各々の避難先をどのように把握するか、それらの人々に系統的な支援をどのように提供するのが課題となります。とりわけ避難行動要支援者については、発災時にだれがどこに避難しているのかの情報を受け付け・登録するシステムを確立することが欠かせません。

避難者からの報告と合わせ、避難行動要支援者にかかわる様々な機関が有機的に連携して避難先の把握と安否確認にあたること、その上で一人ひとりに必要な支援がいきわたるよう継続して連絡を取ることが必要です。

その上で、物資の提供だけでなく必要に応じて保健師やDMA Tスタッフが機動的に対応すること等も求められます。

また、そうした対応を行っていくためにも、自治体の正規職員の増員が欠かせません。地方自治体における正規職員は2005年に304万2千人であったものが、2018年には273万7千人まで削減されました。逆に非正規職員は2005年の45万5千人から64万4千人に急増しています。日本の総雇用者数に占める公務員・公的部門労働者の割合はOECD加盟国中最低の5.9%でOECD平均18.1%の3分の1以下、割合が最も高いノルウェー（30.0%）の5分の1以下という状況です。全国の保健所数も1998年に706か所であったものが2017年には481か所と68.1%にまで削減されました。こうした際限のない公務員削減が、住民の安心・安全の支えを損なっている要因ともなっています。

② 障害に対応した機・資材の整備

障害に対応するための様々な機材・資材の整備も大切な課題です。とりわけ人工呼吸器などの医療的ケアを必要とする人に対応するための電源の確保は、命を守るための必須の課題です。自治体内にそうした人たちがどこに何人存在するのかを把握したうえで、発災時にそれらの人たちが避難する先に整備しておくことが求められます。電源としても活用できる電気自動車を公用車として整備する方法もきわめて有効です。

また避難所における衛生的なトイレの整備も重要な課題です。自動ラップ式排泄処理ユニットを搭載したポータブルトイレなど汚物を衛生的かつ簡単に処理できるトイレの整備は、感染症対策にとっても大切なことです。

③ 「優先的に避難する者」の選定

「優先的に避難する者」に関して、国通知（府政防第1217号）では「市町村はホテル・旅館等へ優先的に避難する者を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成しておくこと。検討結果について都道府県とも共有しておくこと」などとしています。優先順位に関しては、自治体としてあらかじめ基準を設

けておくことが重要です。バリアフリーの宿泊施設などに障害児者を集中的に避難していただくことも、避難後の系統的な支援を提供していく上からも有効な方法です。こうした場所を福祉避難所とする場合には、常駐職員を配置することや、行政職員による巡回なども欠かすことができません。

<提言>

(1) とりわけ避難行動要支援者が在宅避難・分散避難する際に、誰がどこに避難しているのかを把握し登録するための情報窓口を行政として設置する。モバイル通信の災害用伝言版や民間会社が運営する安否確認サービスなど活用できるあらゆる手段を駆使して、発災直後から行政がイニシアチブを発揮してその把握に努める。自ら行政窓口につながる人が困難な人、連絡するいとまのない対象者の状況把握のために、地域の自治組織・住民組織等にも支援を要請する。状況把握後は、在宅避難者・分散避難者への支援を系統的に提供する。そのことを実現するために、地域福祉計画・地域防災計画に在宅避難者・分散避難者への支援提供の仕組みを記載する。

(2) 在宅避難・分散避難となっている人のうち、環境の整った避難所や病院への移動が必要と判断される場合は、すみやかな移動を勧奨するとともに移動に必要な支援を行う。そのためにも、民間病院等が災害救助法に基づく避難所として指定を受けることができるよう、府・市が協力して必要な措置を講じる。

(3) 障害や疾病に対応する様々な資材・備品の整備は、域内にどのような状況の人がどれだけ暮らしているのかを把握したうえで、計画的に整備する必要がある。とりわけ医療的ケアを必要とする方への非常用電源をはじめとする資材は、(避難先でのケアに役立てられることも含め) いち早くそれを必要とする人の手に届けられる必要があることから優先的に整備を進めていく。

(4) 地域での孤立した生活を余儀なくされている避難行動要支援者も多数存在することに留意し、そうした人たちが必要な避難をあきらめたり、ほかに行き先がないのに一次避難所への避難を断られたりすることのないように留意する。

(5) 以上の支援は、被災者の人権が最大限に尊重されるものとして提供されなければならない。人道援助の主要分野全般に関する最低基準を定めた「スフィア・ハンドブック」(※1)や、「SDGs (持続可能な開発目標)」(※2)が示す「災害に対する適応能力の向上」は世界共有の基準や目標となっている。今後検討される様々な支援においても、常にこれらの基準や目標を踏まえて立案されることが重要である。

(※1) スフィア・ハンドブック／1997年に人道援助を行うNGOと国際赤十字・赤新月運動により、人道憲章と人道対応に関する最低基準＝スフィア・ハンドブックをつくるためにプロジェクトが開始された。スフィア・ハンドブックは2011年に発行された第3版が最新のものである。スフィア・ハンドブックに記載されていることは、「理想」を示したのではなく、実際の災害現場等で長年人道支援を行ってきたNGOや国際赤十字等が示した「最低基準」としての性格を持っている。

(※2) SDGs (持続可能な開発目標)／2015年9月の国連サミットで採択された目標。国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた。17の大目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。

5. 関連資料

① 自治体への依頼文

日頃より住民の安全・安心の確保のために、ご尽力をいただきありがとうございます。

私ども障害者（児）を守る全大阪連絡協議会（略称：障連協）では、2012年度から全市町村（2014年度以降は全政令市行政区）のご協力を得て、2年に一度の頻度で「障害者と防災に関する自治体調査」に取り組み、その結果をマスコミ各社などを通してひろく公表をまいりました。その節には、お忙しい中にもかかわらずご協力をいただきありがとうございました。

また昨今は、新型コロナウイルス感染の広がりに加え、気候変動などが原因とされる豪雨水害や台風の頻発など、皆様方には大変お忙しくされていることと推察いたします。

そのような中ではございますが、今年度は同封いたしました調査に取り組むことになりました。今回は皆様方の業務の繁忙状況を勘案し、新型コロナ禍における避難所運営と障害者などへの配慮に特化・限定した内容とさせていただきます。

現時点における重要な視点が含まれているものと考えており、全自治体からご回答をいただいたうえで、その主な特徴について取りまとめの上、マスコミへの公表・府下自治体・大阪府、ならびに全国の障害者団体等にご報告させていただくことにしています。

御多忙の中とは存じますが、ご協力をいただきますよう、どうかよろしくお願いいたします。

② 調査項目と自治体からの回答

自治体 / 回答者部署名 / 連絡先 / 回答者氏名

- 1 大阪府は6月3日、避難所における「3密」対策に伴う、ホテルや旅館、学校の空き教室等の、新たな避難所としての活用等に関する「避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対応編）を策定・公表しました。貴自治体では、このマニュアルをふまえた「避難所運営マニュアル」の改定を行いましたか。改定しない場合はその理由をご記入ください。

- | | |
|------------------|----------------|
| ①すでに改定した（改定時期） | ②現在改定作業中（改定予定） |
| ③改定するかどうかについて検討中 | ④改定しない（その理由） |
| ⑤その他（その内容） | |

- 2 政府は4月7日付で事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応について」を発出し、可能な限り多くの避難所を開設するなど避難所の過密状態を避けるための方針を示しました。貴自治体ではどのような対応を検討されていますか。検討予定が「ない」場合はその理由、「その他」はその内容をご記入ください。（複数回答）

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ①新たな指定避難所の追加指定 | ②自主避難所の追加 |
| ③分散避難の推奨 | ④自宅が安全な場合における在宅避難の推奨 |
| ⑤指定避難所等での福祉避難スペースの確保 | ⑥検討予定はない（その理由） |
| ⑦その他（その内容） | |

3 政府は「健康な人の滞在スペース」(6月10日第2版／府政防第1262号)として、1家族1区画3m×3m、家族間の距離確保1～2m以上のレイアウトを例示しています。こうした基準にてらして現行の避難所の定員について見直しを行いましたか。「見直した」「その他」はその内容を、「見直さない」場合はその理由をご記入ください。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ①すでに見直した(改定時期と見直し内容) | ②現在見直し作業中(改定予定) |
| ③見直すかどうかについて検討中 | ④見直さない(その理由) |
| ⑤その他(その内容) | |

4 政府は避難所を拡大するために、民間団体保有の研修所、宿泊施設、ホテル、旅館などの活用を呼びかけています。貴自治体ではこれら施設の活用を検討されていますか。「協定を結んだ施設がある」場合はその種別ごとのカ所数を、「検討しない」場合はその理由、「その他」は内容をご記入ください。

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| ①コロナ感染拡大前から協定を結んだ施設がある(カ所数と種類) | |
| ②コロナ感染拡大後に協定を結んだ施設がある(カ所数と種類) | |
| ③検討を開始している | ④まだ検討はしていないが検討する方向 |
| ⑤検討しない(その理由) | ⑥未定 |
| ⑦その他(その内容) | |

5 政府は、避難所としてホテル・旅館等の活用が必要となる可能性がある場合は、高齢者・基礎疾患を有する者、障がい者、妊産婦、訪日外国人旅行者及びその家族などの「優先的に避難する者」とその避難先の事前検討、優先順位の事前取り決めとリスト作成、並びにその内容について都道府県と共有することを呼びかけています(府政防第1217号)。貴自治体はこれらの作業をすすめていますか。「すでに選定した」場合はその内容、「検討しない」場合はその理由、「その他」は内容をご記入ください。

(ア) 新型コロナウイルス対策下における「優先的に避難する者」の事前選定

- | | |
|----------------|--------------|
| ①すでに選定した(その内容) | ②選定作業を開始している |
| ③今後検討する方向 | ④検討しない(その理由) |
| ⑤未定 | ⑥その他(その内容) |

(イ) 新型コロナウイルス対策下における「優先的に避難する者」の避難先(ホテル・旅館等)確保

- | | |
|----------------|--------------|
| ①すでに確保した(その内容) | ②確保作業を開始している |
| ③今後検討する方向 | ④検討しない(その理由) |
| ⑤未定 | ⑥その他(その内容) |

(ウ) 新型コロナウイルス対策下におけるホテル・旅館等への避難の優先順位の取り決め

- | | |
|----------------|--------------|
| ①すでに策定した(その内容) | ②策定作業を開始している |
| ③今後検討する方向 | ④検討しない(その理由) |
| ⑤未定 | ⑥その他(その内容) |

(エ) 新型コロナウイルス対策下におけるホテル・旅館等への避難者のリスト作成

- | | |
|----------------|--------------|
| ①すでに策定した（その内容） | ②策定作業を開始している |
| ③今後検討する方向 | ④検討しない（その理由） |
| ⑤未定 | ⑥その他（その内容） |

6 障害児者・家族の中には、人が密集する避難所に避難することで「周りに迷惑をかける」ことを恐れて、自宅に留まったり車中泊を選択する方が多くおられます。また新型コロナウイルス感染症予防の観点から、多様な宿泊施設や親せき・友人宅への避難も勧奨されていますが、避難先が広がれば広がるほど行政が一人ひとりの状況を把握することが困難となります。貴自治体はこうして今後広がるであろう障害児者の避難先をどのように把握されますか。「行政として把握しない」ならびに「特に考えていない」場合はその理由、「その他」は内容をご記入ください。（複数回答）

- | |
|------------------------------|
| ①避難者自身に避難先の報告を求める |
| ②支援学校や福祉事業所を通して情報を得る |
| ③民生委員や自治会役員などを通して情報を得る |
| ④障害者団体や民間ボランティア団体などを通して情報を得る |
| ⑤行政が窓口となり避難先について追跡調査する |
| ⑥行政として把握しない |
| ⑦特に考えていない |
| ⑧その他 |

7 避難所における感染予防に資するために必要とされている備品（避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A 第2版の別紙1／府政防第1327号）に加えて、下記に示す障害児者が避難生活を送るうえで欠かせない設備・備品について、必要が生じた避難先に迅速に提供するための備蓄・整備を行っていますか。下記リスト中整備しているものに○印、検討中に△印をつけてください。

- | | |
|------------------------------|--|
| ① 人工呼吸をはじめとする医療ケア等に必要な電源 | |
| ② 通路確保・誘導資材（ビニールテープ・ロープ等） | |
| ③ 段差解消・階段乗降等を支援するための資・機材 | |
| ④ ストーマ交換対応トイレ | |
| ⑤ インスリン自己注射が可能な衛生的な空間 | |
| ⑥ 透明マスク・フェイスシールド・筆記用ボード等 | |
| ⑦ 絵カードや、わかりやすい案内表示・カード | |
| ⑧ アレルギーに対応した非常食 | |
| ⑨ 高さ変更可能な食事がとれるテーブル | |
| ⑩ 配慮を要することを示す携帯用ヘルプマーク等 | |
| ※上記以外の備品で整備しているものがあればご記入ください | |

8 新型コロナウイルス感染防止の視点も踏まえ、貴自治体として障害児者などの避難場所における支援について、課題として考えておられることは何ですか。自由にお書きください。

③ 回答記載事項一覧（１）

自治体名	1. 避難所運営マニュアルの改定		2. 蜜を避けるための対策	
	番号	自由記述／その他	番号	自由記述／その他
大阪市	1	改定時期 2020年5月	3. 4	
堺市	1	改定時期 令和2年6月	3. 4. 7	コロナ禍においては、風水害でも地震のみ開設する予定の避難所を開設することで、開設避難所を増やす。「コロナ禍における住民避難ガイド」を作成し、HPに掲載している
豊能	能勢	3	2. 3. 5	
	豊能	5 現運営マニュアル(令和元年3月修正案)に直記するため、10月・11月に訓練を予定している	4. 5. 7	弾力運用避難所の活用を検討中
	池田	5 府に先立ち、コロナ禍における避難所運営マニュアルを作成しました	3. 4	
	箕面	5 避難所運営マニュアルの補足として新型コロナウイルス感染症対策版のマニュアルを策定した	3. 4	
	豊中	1 改定時期 令和2年7月	3. 4. 5. 7	開設する避難所のか所数の増加
三島	茨木	5 感染症対策を踏まえた避難所運営の取り決め等を作成している	3. 4. 7	避難者が多かった場合、指定避難所以外の公共施設を避難場所とすることを各施設の施設管理者で調整済み
	高槻	5 方面隊出動マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策編)として作成	3. 4	
	島本	3	3. 4	
	吹田	5 令和2年10月に各避難所におけるコロナウイルスなどの感染症に対応した適切な避難所運営がなされることを目的として「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を作成しました。	3. 4	
	摂津	2 改定予定 令和2年度中	1. 3. 4. 7	ホテルへの避難、親戚・友人を頼る縁故避難
北河内	枚方	1 改定時期 令和2年5月	3. 4	
	交野	1 改定時期 令和2年7月	1. 3. 4. 5	
	寝屋川	1 改定時期 令和2年7月	3. 4. 5	
	守口	1 改定時期 令和2年9月	3. 4. 5	
	門真	1 改定時期 2020年7月	4	
	四條畷	2 改定時期 未定	3. 4	
	大東	1 改定時期 2020年6月	3. 4. 7	市内ホテル等との協定締結
中河内	東大阪	1 改定時期 令和2年6月	3. 4	
	八尾	2 改定予定 令和2年10月	3. 4. 7	臨時避難所となる民間施設の追加
	柏原	1 改定時期 令和2年9月	3. 4. 5	
泉北	和泉	1	3. 4	
	高石	1 改定時期 令和2年9月	1. 3. 4	
	泉大津	1 改定時期 令和2年9月	3. 4. 7	民間企業と臨時避難所協定の締結を進めている。現在3企業と締結済み
	忠岡	5 避難所運営マニュアルの改訂は行っていないが、個別に新型コロナウイルス感染症対応版の実務マニュアルを作成した。	4. 7	各避難所において、過密状態を避けるための対策を行った。(間仕切りの設置、避難スペースの分散など)
泉南	岸和田	1 改定時期 令和2年6月	3. 4. 5	
	貝塚	4	3. 4. 5. 7	パーティション、簡易ベッドなどを備蓄
	熊取	3	4. 5	
	泉佐野	1 改定時期 令和2年6月	3. 4. 5	
	田尻	2 改定予定 令和3年3月	2. 3. 4	
	泉南	1 改定時期 令和2年9月	3. 4. 5	
	阪南	3	3. 4. 5	
	岬	3	3. 4	
南河内	松原	1 改定時期 令和2年7月	1. 3. 4. 5	
	羽曳野	1 改定時期 令和2年9月	3. 4	
	藤井寺	1 改定時期 令和2年8月	3. 4. 5	
	太子	3	4	
	河南	2 改定予定 令和2年10月	3. 4	
	千早赤阪	3	4. 5	
	富田林	5 富田林市避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策編簡易版)を作成しました。現在修正作業中です。	3. 4	発熱者等、体調のすぐれない方が避難できる教室等を確保しています。
	大阪狭山	1	2. 3. 4. 5	
	河内長野	1 改定時期 令和2年8月	3. 4	

回答記載事項一覧（２）

自治体名	3. 滞在スペースの見直し		4. 民間団体保有施設の活用	
	番号	自由記述／その他	番号	自由記述／その他
大阪市	1	改定時期 2020年7月	3	
堺市	1	改定時期 令和2年6月 高齢者・妊婦・乳幼児・基礎疾患を持つ方には、可能であれば別室の区画設置を行う	1 7	コロナ前17か所、コロナ後17か所 既に締結している協定では災害時堺市へ支援に来た自治体職員を対象としていたが、一般市民を収容するよう拡大を行った。
豊能	能勢	3	3	
	豊能	3	4	10月・11月の訓練成果を持って具体化する
	池田	1	1	コロナ前 ホテル1か所
	箕面	1	1	コロナ前 ホテル 1か所
	豊中	1	3	改定時期 令和2年10月 避難所における定員について、一人2㎡から4㎡で算定した
三島	茨木	1	3	改定時期 令和2年9月
	高槻	1	2	
	島本	1	6	改定時期 令和2年6月 避難所ごとのコロナ対応レイアウト図を作成
	吹田	3	2	コロナ後 ホテル3か所
	摂津	2	1	改定予定 令和2年度中 コロナ前 その他 23か所 コロナ後 その他 28か所
北河内	枚方	1	4	改定時期 令和2年5月
	交野	2	5	市内に対象となる適当な施設がないため
	寝屋川	3	3	
	守口	1	7	改定時期 令和2年9月 府が協定を結んでいる宿泊施設について必要に応じて活用する予定
	門真	3	2	
	四條畷	2	7	改定時期 未定 該当施設が市内にない
	大東	1	2	改定時期 2020年6月 コロナ前／宿泊施設1か所、ホテル3か所 コロナ後／宿泊施設1か所、ホテル3か所
中河内	東大阪	1	4	
	八尾	2	7	改定予定 令和2年10月 依頼を行ったが断わられた
	柏原	3	5	市内にホテルや旅館などの宿泊施設がないため
泉北	和泉	1	5	避難所を拡大した際の避難所担当職員の確保が困難なため
	高石	1	6	改定時期 令和2年7月
	泉大津	1	2	改定時期 令和2年9月 十分な空間(世帯間で1～2m以上・一人当たり4㎡程度を目安)を確保できるよう見直した。
	忠岡	4	6	感染拡大の状況に応じて、流動的に対応を行う方針のため
泉南	岸和田	1	3	改定時期 令和2年6月 高齢者・妊婦・乳幼児・基礎疾患を持つ方には、可能であれば別室の区画設置を行う
	貝塚	1	2	コロナ後 旅館1か所
	熊取	3	1	コロナ前 その他 14か所
	泉佐野	3	1	コロナ前 ホテル17か所、旅館2か所
	田尻	3	3	
	泉南	5	3	
	阪南	3	4	
	岬	1	6	改定時期 令和2年8月
南河内	松原	3	7	府が協定を結んでいる宿泊施設の活用について検討する方向
	羽曳野	3	5	本市に宿泊施設がないため
	藤井寺	3	2	コロナ後 旅館 2か所
	太子	3	4	
	河南	2	5	改定予定 令和2年10月 町内に施設がない
	千早赤阪	3	6	
	富田林	2	6	コロナ前 宿泊施設 1か所
	大阪狭山	1	3	改定時期 令和2年7月
	河内長野	1	7	改定時期 令和2年8月 本市では通常一人あたり2㎡としている避難所定員について、「避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対応編」において、1人あたり4㎡と定めたため、定員は通常の2分の1となりました。 本市内の宿泊施設は土砂災害警戒区域に位置しており、避難所として適切でないため、活用ができなかった。

回答記載事項一覧（３）

自治体名	5ア. 優先的に避難する者の事前選定		5イ. 優先的に避難する者の避難先確保		5ウ. ホテル・旅館避難の優先順位取決	
	番号	その他	番号	その他	番号	その他
大阪市	3		2		3	
堺市	5		5		5	
豊能	能勢	3	3		3	
	豊能	3	6	町内及びその周辺に避難先がない	5	
	池田	5	5		5	
	箕面	5	5		5	
	豊中	2	2		3	
三島	茨木	5	5		5	
	高槻	1	1	要配慮者のうち特に配慮が必要な方	1	災害状況により市が必要と認めた場合
	島本	5	4	町内に宿泊施設がなく近隣にも少ない	5	
	吹田	1	1	市内にあるホテル3社と協定を締結しました。	3	
	摂津	5	5		5	
北河内	枚方	3	3		3	
	交野	5	4	市内に対象となる適当な施設がないため	4	市内に対象となる適当な施設がないため
	寝屋川	2	2		2	
	守口	5	6	府が協定を結んでいる宿泊施設について必要に応じて活用する予定	5	
	門真	1	1	市内ホテル	1	5(ア)と同じ
	四條畷	5	5		5	
	大東	5	1		5	
中河内	東大阪	3	3		3	
	八尾	5	5		5	
	柏原	5	5		5	
泉北	和泉	5	5		5	
	高石	5	5		5	
	泉大津	6	2	「優先的に避難する者」の事前選定はしていないが、宿泊施設と高齢者や妊婦等の特段の配慮が必要な方への客室提供を含めた災害協定の締結に努めている。	6	優先順位の取り決めは行っていないが、災害や避難者の状況により、協定締結をしている宿泊施設へ適宜避難対応を行う。
	忠岡	5	5		5	
泉南	岸和田	5	5		5	
	貝塚	3	3		3	
	熊取	5	5		5	
	泉佐野	3	1		3	
	田尻	3	2		3	
	泉南	3	3		3	
	阪南	3	5		5	
	岬	3	3		3	
南河内	松原	5	5		5	
	羽曳野	5	5		5	
	藤井寺	5	2		5	
	太子	5	5		5	
	河南	3	5		5	
	千早赤阪	5	5		5	
	富田林	5	6	大阪府において、府内市町村で活用できるホテル、旅館等と協定締結を進めてきている。	5	
	大阪狭山	3	3		3	
	河内長野	5	6	必要となった場合には大阪府と連携していく予定	5	

回答記載事項一覧（４）

自治体名	5エ. ホテル・旅館避難者のリスト作成		6. 障害者の避難先の把握	
	番号	その他	番号	その他
大阪市	5		1	
堺市	5		1. 2. 3. 4. 5. 8	あらゆる方法で把握し支援に努める
豊能	能勢	3	2. 3	
	豊能	5	8	現在のところ把握方法の検討に至っていません
	池田	5	1. 3	
	箕面	5	6	大規模災害発生時に一人ひとりの避難先を把握するのは困難なため
	豊中	3	1. 3. 5	
三島	茨木	5	2. 3. 4. 8	現時点での想定としては作成している災害時避難行動要支援者名簿による安否確認作業を行う中で、まず対象者が実際に障害福祉サービスや相談を利用されている事業所を通じて避難情報を含む安否確認を行い、その後民生委員や自治会役員、障害者団体や民間ボランティア団体等からも情報提供を依頼することを想定しています。上記番号を使用しての回答としては2. 3. 4となります。
	高槻	5	2. 3. 4	
	島本	5	2. 3. 4. 5	
	吹田	6 関係部局との調整が必要と認識しています。	8	関係部局との調整が必要と認識しています。
	摂津	5	8	障害者（児）等の安否確認については、相談支援サービス事業所を中心にできるだけ把握に努めますが、全員の把握は困難です。
北河内	枚方	3	2. 3	
	交野	4 市内に対象となる適当な施設がないため	1. 2. 3. 4. 8	明確な方法を定めていないため、障害者だけでなく、在宅避難対象となる人の把握方法を今後検討する。
	寝屋川	5	2. 3	
	守口	5	2. 3. 4. 5	
	門真	1 要支援者名簿に基づく	1. 2. 3. 4	
	四條畷	5	8	要支援者については、避難準備時に連絡をとり把握。場合により、福祉避難所、ボランティア団体に連絡し情報を得る。
	大東	4 災害によって避難者の想定が変わるため	5	
中河内	東大阪	3	2. 3. 4	
	八尾	5	1. 2. 3. 4. 5	
	柏原	5	1. 3. 4. 5	
泉北	和泉	5	8	個別で障がい児者の避難先の把握は行っていないが、障がい者団体、民生委員等に対して出前講座等で避難行動についての講話等を行っている。
	高石	5	1. 3. 4	
	泉大津	6 避難者は避難所で受付名簿に記入をしている。	2. 3. 4	
	忠岡	5	3. 8	③の回答と通ずるが、本町で実施する避難行動要支援者支援プランにより作成している避難行動要支援者名簿を活用し把握に努める。
泉南	岸和田	5	1. 2. 3. 4. 5	
	貝塚		1. 2. 3. 4. 5	
	熊取	5	3	
	泉佐野	5	1. 2. 3. 4	
	田尻	3	1. 2. 3. 5	
	泉南	3	2. 4. 5	
	阪南	5	3	
	岬	3	3	
南河内	松原	5	8	未定
	羽曳野	5	1. 3	
	藤井寺	5	7	今後避難先の把握が必要になった場合、検討する予定
	太子	5	3. 4. 5	
	河南	5	3. 4	
	千早赤阪	5	2. 3	
	富田林	5	3	
	大阪狭山	3	1. 2. 3. 4	
	河内長野	5	2	

回答記載事項一覧（５）

自治体名	7. 整備している備品等										8. 課題として考えていること 自由記述
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
大阪市	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	その他
堺市								○	○		発災後数日間における避難所運営は避難者をはじめ施設管理者や行政と共に構成する避難所運営委員会で行う。避難所運営委員会の中核は、避難者を中心とする自主防災組織などの地域住民で行うが、避難場所の支援を実施していくためにもこのような方々の相互理解が必要不可欠である。この相互理解を醸成することが何よりも重要であるが行政のみで進めることができない共助にゆだねる内容なのですぐに進まないことが課題。
豊能	能勢	△	○	△	△	△	△	△	△	△	介護支援者の確保など
	豊能										
	池田		○			○	○		○		
	箕面	○	○		○	○		○			
	豊中	○	○					○		○	・避難所が過密状態になることを防ぐための分散避難の周知 ・一時避難所から福祉避難所へ障害のある人を移送する際の手続き
三島	茨木		○				○	○		○	感染症対策を踏まえて避難先が分散されることによって要配慮者への支援が十分に行き届かなくなる恐れがあること。
	高槻					○	○	○			
	島本			○		○		○			
	吹田	○				○		○			
	摂津							○			コロナ禍での避難者受け入れはそもそも難しい。医療的ケアが必要な方の受け入れ体制が取れない。避難所のゾーニングが難しい。段ボールベッドは身体障害者には厳しい。福祉避難所の体制やスペースの確保が困難。
北河内	枚方	△						○		○	
	交野					○		○			
	寝屋川							○			
	守口	○	○			○	○		○		障害児者が避難生活を送るうえではバリアフリー設備や専用の備品だけではなく、身の回りの世話をする介助者が必要となる。新型コロナウイルス感染防止のため、これまで以上に避難者収容人数を制限する必要があることに加え、介助者の収容スペースも検討する必要があることから、より多くの避難場所を確保することが課題と考える。
	門真		○			○	○		○		支援を必要とする者のための避難所として、宿泊施設との協定や福祉避難所の確保
	四條畷									○	
	大東					○		○			防災ベッド
	東大阪							○			
中河内	八尾							○			医療的ケアが必要な方への避難場所における配慮など、障がい特性に応じた支援が必要である。また、避難所でのコミュニケーション支援、情報伝達手法の充実、障がい者用相談窓口の設置などが必要となる。さらに、市内障害福祉サービス事業所とのより強固な連携が必要となると考えている。
	柏原	○	○			○	○		○		
	和泉	○	○			○	○		○		
泉北	高石	△	○	△	△	△	○	△	○	△	
	泉大津		○				○		△		設問7の各項目における設備・備品の確保は課題と考えます。
	忠岡	○	○	○	○	○	○	○		○	
泉南	岸和田		○					○			養生テープ・荷造ひも・マスク・テープ
	貝塚		○				○		○		避難所によって確保できるスペースが大きく違うこと
	熊取	△	○		○	○	○	○		○	2次避難所として福祉避難所を整備するとともに、民間の福祉施設と協定を結んでいる。非常時には、協定先の福祉施設も活用して対応してまいりたい。
	泉佐野		○				○		○		災害時用バンダナ
	田尻	△	○	△	△	△	○	○	○	△	関係部局との情報共有
	泉南	△	○	△	△	△	○	△	○	△	障害児者が普段の環境と近い生活が送れるように、公共施設のみでなく福祉避難所の拡充、施設管理者との調整。
	阪南	△	○	○	△	△	○	△	○	△	情報伝達手段、福祉避難所の確保
	岬		○				○		○		
南河内	松原					○		○			
	羽曳野							○			
	藤井寺		○			△		○			専用スペースの確保、ストレスの軽減
	太子							○			指定避難所・避難場所の施設の老朽化が進んでおり、バリアフリー等の改修も進んでいない。小規模自治体のため、宿泊施設もなく、新たに避難所を指定する施設がない。
	河南							○			
	千早赤阪					○		○			障害児者等に必要ない資材がないため、現在資材の購入や受け入れ態勢の整備を課題としている
	富田林				○		○	○			
	大阪狭山					○		○			日頃から利用されている福祉事業者、介護事業者がある場合は、それぞれの事業者との間での緊急連絡体制を構築
	河内長野	○	○	○	○			○			

④ 法令・通知・事務連絡等（抜粋）

◆災害対策基本法

第五節 被災者の保護 第一款 生活環境の整備

（避難所における生活環境の整備等）

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

◆避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について（府政防第799号 令和2年4月1日）

こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期することが重要となってきます。ついては、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討していただくようお願いいたします。

また、発生した災害やその地域の実情に応じ、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意するようお願いします。発災時には政府としても、基本的対処方針に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

◆避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について（事務連絡 令和2年4月7日）

（可能な限り多くの避難所の開設）

発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

（親戚や友人の家等への避難の検討）

災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。

（自宅療養者等の避難の検討）

自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

（避難者の健康状態の確認）

避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」※における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。

（手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底）

避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

（避難所の衛生環境の確保）

物品等は、定期的に、おおよび目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

(十分な換気の実施、スペースの確保等)

避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意すること。

(発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保)

発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

(避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合)

新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

◆「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」

(令和2年4月28日付け事務連絡)を踏まえた対応について(府政防1217号 令和2年5月27日)

【平時の事前準備】

1. ホテル・旅館等を避難所として開設する必要性の検討(本文略)
2. ホテル・旅館等の活用(本文略)
3. ホテル・旅館等の避難所としての開設に向けた準備(本文略)

【災害発生時等】

4. 災害の発生が予想される場合におけるホテル・旅館等へ優先的に避難する者に対する避難先の事前周知
 - ・大型の台風の接近が予想されるなど大規模な災害の発生が見込まれ、事前に確保した避難所より多くの避難所が必要となり、避難所としてホテル・旅館等を活用することが予想される場合は、市町村は、事前にホテル・旅館等の施設管理者等に空室状況等を確認すること。
 - ・上記確認結果を踏まえ、当該ホテル・旅館等に優先的に避難する者としてリストに掲載されている者の受入れが可能であり、避難所として当該ホテル・旅館等を開設することについて調整が整った場合は、当該リストに掲載されている者に対し、避難が必要となった時は、直接当該ホテル・旅館等に避難すべき旨を事前に周知すること。
5. ホテル・旅館等を速やかに避難所として開設
 - ・ホテル・旅館等を避難所として開設する必要があると判断した場合には、市町村は、被災状況、二次災害の可能性などの安全面を直ちに施設管理者等を確認の上、ホテル・旅館等を避難所として速やかに開設すること。
 - ・運営管理を適切に行うため、避難所として開設したホテル・旅館等の管理責任者を配置すること。なお、ホテル・旅館等の施設管理者等の十分な理解を得た上で、これらの者を管理責任者に充てることとしても差し支えない。
6. ホテル・旅館等における避難者の受入
 - ・4.において事前に周知した場合は、リストに掲載されている者が避難しているか避難所として開設したホテル・旅館等の管理責任者が確認を行うこと。
 - ・事前にホテル・旅館等へ優先的に避難する者のリストを作成していない場合又は地震等の突発的な災害のため4.の事前の周知を行うことができなかった場合は、市町村の職員等が、速やかにホテル・旅館等の被災状況や空室状況を確認の上、指定避難所又は指定緊急避難場所等の避難者の受入状況や高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等の避難状況を踏まえ、事前に設定した優先順位の考え方に基づき、ホテル・旅館等へ避難させるべき者を判断すること。この際、避難者の生命の安全を図るため輸送を実施する必要がある場合は、災害救助法の適用を前提に、災害救助法による救助として取り扱って差し支えない。
 - ・自宅療養者は、原則として避難所として開設したホテル・旅館等に滞在することは適当でないことに留意しつつ、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切に取り組むこと。
 - ・避難者の健康状態の確認について、衛生主管部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。

